

第8回日本プライマリ・ケア連合学会学術大会

2017年5月13日（土）～14日（日）

@サンポートホール高松、高松シンボルタワー、JR ホテルクレメント高松

プレコングレスワークショップ 21	
企画名	死亡診断書（死体検案書）、正しく書けていますか？
日時	2017年5月12日（金） 18:20～19:50
会場	第4会場（サンポートホール高松 ホール棟 6F 61会議室）
企画責任者	吉野 俊平（飯塚病院総合診療科）
定員	36名
開催の目的・概要	
<p><b>【開催の目的】</b> グループディスカッションを通して死亡診断書（死体検案書）の書き方を学ぶ</p> <p><b>【概要】</b> 医師法 21 条は、「医師は、死体又は妊娠 4 ヶ月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、24 時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」と規定している。しかしながら実際の現場では届け出るべき「異状死」の判断が難しいケースに遭遇する。当院の救命救急センターでは 2015 年度の救急搬送救急車受入件数 7846 台中、心肺停止状態は 253 例。心拍再開し入院加療となるも死の転機をたどる中には死亡診断書（死体検案書）の記載に苦慮するケースがあり、問題解決のために東京都監察医務院とのやり取りを要することもある。このワークショップでは判断に迷った実際の症例を参考に架空のケースを作り上げ、グループディスカッションを通して死亡診断書（死体検案書）の書き方を学ぶ。陥りやすいポイントを示すことで危機管理についても提示する。</p>	